

質問第一号

昭和五十一年お年玉つき年賀はがきの措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十月十五日

野 末 陳 平

参議院議長 河 野 謙 三 殿

昭和五十一年お年玉つき年賀はがきの措置に関する質問主意書

現在、国会において郵便料金の値上げが微妙な段階を迎えているが、他方、国民の間で定着した人気をもつお年玉つき年賀はがきの発売日が迫っている。政府は、この年賀はがきの発売に関して、どのような措置を講じているのか。以下の諸点について質問する。

一、発売日について、例年は十一月五日となつていますが、今年の発売日の予定はいつか。

二、現在の準備について、値上げ後の新料金のはがきを印刷しているのか、現行料金のはがきを印刷しているのか、その両方のはがきを印刷しているのか、いずれであるか明らかにされたい。

三、現行料金のはがきを印刷している場合、予想される以下の状況に対する措置をいかに考えているか明らかにされたい。

(イ) 発売日前に値上げがある場合。

(ロ) 発売後、投かん日前に値上げがある場合。

(ハ) 投かん後、配達日前に値上げがある場合。

四、いずれにせよ、今回の年賀はがきの発売は、郵便料金の値上げとの関連で種々の問題を生起せしめる可能性がある。そこで、政府は、今回の年賀はがきにかぎり、とくに発売を見合わせるつもりはあるか、あるいは、値上げの如何にかかわらず、現行料金のまま、配達する考えはあるか。

右質問する。